

報道関係者 各位

令和4年10月14日(金)

【照会先】

愛知労働局労働基準部賃金課

賃金課長 高橋 智

主任地方賃金指導官 服部 一夫

電話番号 052(972)0258

愛知県の特定最低賃金(2業種)の改正について

- 愛知地方最低賃金審議会(会長 中山恵子)は、本年8月4日、愛知労働局長(局長 しろたまさひこ 代田雅彦)から愛知県の特定最低賃金の改正決定に係る諮問を受け、慎重に審議を重ねた結果、本日(10月14日)、愛知労働局長に対し、現行の愛知県特定最低賃金(2業種)の時間額を改正決定する旨の答申を行いました。
(裏面参照)
- この答申を受けて愛知労働局長は、本年12月16日から効力が発生(予定)するよう異議申出などの所要の手続を行うこととしています。
- なお、愛知県の最低賃金には、すべての労働者に適用される「愛知県最低賃金」と特定の産業の労働者に適用される「特定最低賃金」とがあり、今回答申を受けたのは「特定最低賃金」です。

「愛知県最低賃金」は、令和4年10月1日から時間額986円に改正されています。

「愛知県特定最低賃金」改正決定状況

令和4年10月14日答申

特定最低賃金名	現行金額 (時間額)	引上額	答申金額 (時間額)	引上率	効力発生 予 定 日
製鉄業、製鋼・ 製鋼圧延業、鋼材 製造業最低賃金	996 円	22 円	1,018 円	2.21%	令和4年12 月16日
輸送用機械器具 製造業最低賃金	976 円	21 円	997 円	2.15%	

(参考)

愛知労働局ホームページ(<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/>)
においても情報提供しています。